

豆類等の安定生産対策事業の概要

豆類等の安定生産を図るため、複数年契約取引の拡大や、新品種の導入等を支援します。

1. 豆類の複数年契約取引

小豆及びいんげんの安定生産を図るため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組を支援します。

事業実施主体 農業協同組合、農業者の組織する団体 等

成果目標 事業実施年度の翌々年度までに、
・複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引量に対して占める割合を2ポイント以上増加
・事業対象の豆の導入比率を2ポイント以上増加 等

支援単価等
・支援単価：4,000円/10a
・補助金額 = (A - B) ÷ C × 支援単価
A：事業実施年産の補助対象となる契約取引数量（kg）
B：事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量（kg）
C：補助対象品目に係る地域の平均単収（kg/10a）

2. 豆類の新品種導入

小豆及びいんげんの安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種を導入する取組を支援します。

事業実施主体 農業協同組合、農業者の組織する団体 等

成果目標 事業実施年度の翌々年度までに、
・新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4ポイント以上増加
・事業対象の豆の10a当たりの労働時間を3%以上削減 等

支援単価等
・支援単価：7,500円/10a
・対象面積：新品種の導入面積のうち前年産からの増加分

そばの複数年契約取引や、なたねの品種転換に係る取組、豆類等の新たな生産・流通体系の確立に向けた実証等も支援します。（裏面参照）

3. そばの複数年契約取引

そばの安定生産を図るため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を強化する取組を支援します。

事業実施主体 農業協同組合、農業者の組織する団体 等

成果目標

事業実施年度の翌々年度までに、

- ・ そばの複数年契約取引先を1者以上増加
- ・ そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2ポイント以上増加

支援単価等

- ・ 支援単価：1,000円/10a
- ・ 補助金額 = (A) ÷ (B) × 支援単価
A：事業実施年産の補助対象となる契約取引数量
(kg、玄そば換算)
B：地域のそばの平均単収 (kg/10a)

4. なたねの品種転換に係る交雑防止対策

なたねのダブルロー品種の安定生産を図るため、品種転換時に他品種との交雑を防止する取組を支援します。

事業実施主体 農業協同組合、農業者の組織する団体等

成果目標

事業実施年には種するなたねの面積に占めるダブルロー品種の割合を100%とする。

支援単価等

- ・ 支援単価：3,000円/10a
 - ・ 対象面積：事業実施年にダブルロー品種以外のなたねを生産した地区において、事業実施年には種するなたねを全てダブルロー品種に転換する際に、なたねの野良生え対策を実施する面積
 - ・ 上限面積：事業実施地区において、事業実施年に収穫したなたねの面積
- ※ダブルロー品種は、きらきら銀河、キラリボシ及びペノカのしずくに限る。

5. 持続的な生産・流通体系確立事業

持続的な畑作生産に向けて、新たな生産・流通体系の確立を図るために、1～4に関連した実証等の取組を支援します。